大通達甲(生)第4号 大通達甲(警)第10号 大通達甲(刑)第9号 大通達甲(交)第3号 令和6年3月27日 籏冊名 例規(1年)

簿 冊 名例規(1年)保存期間1 年

 本 部 各 課 ・ 所 ・ 隊 長

 8
 8
 8
 長

警 察 本 部 長

サイバー犯罪捜査研修要綱の制定について (通達)

サイバー空間における脅威への対処能力向上を図るため、別添のとおり「サイバー犯罪捜査研修要綱」を定め、令和6年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

(サイバー犯罪対策課企画・指導・サイバーセキュリティ係)

(警務 課 人事 係) () 刑 事 企 課 企 画 係 画

(交 通 企 画 課 企 画 係)

サイバー犯罪捜査研修要綱

第1 目的

この要綱は、刑事部及び交通部(以下「対象部門」という。)におけるサイバー事案対 処能力の向上及びサイバー犯罪捜査に優れた人材の育成のため、生活安全部サイバー犯罪 対策課において対象部門の職員を対象に行うサイバー犯罪捜査研修(以下「研修」という。) の研修員(以下「研修員」という。)の選考基準等を定めるとともに、研修を組織的かつ 体系的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2 研修指導体制

研修を組織的かつ体系的に推進するため、次のとおり、総括責任者及び推進責任者による研修指導体制を構築する。

1 総括責任者

- (1) 生活安全部長を総括責任者とする。
- (2) 総括責任者は、研修全般を総括し、組織的かつ体系的な研修の推進に努めるものとする。

2 推進責任者

- (1) 生活安全部サイバー犯罪対策課長を推進責任者とする。
- (2) 推進責任者は、総括責任者を補佐し、適切かつ効果的な研修の推進に努めるものとする。

第3 研修内容等

1 研修期間

研修期間は、おおむね1年とする。

- 2 研修内容
- (1) サイバー犯罪捜査要領
- (2) デジタルフォレンジック要領
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、サイバー犯罪捜査に関する知識及び技術の習得に必要と認められる項目

第4 研修員の選考等

1 研修員候補者の推薦依頼

総括責任者は、対象部門の部長に対し、サイバー犯罪捜査研修員候補者基準(別表) に該当すると認められる者の推薦を依頼するものとする。

なお、推薦依頼は、刑事部と交通部とが交互に研修の対象となるよう、それぞれの部 につき隔年で行うものとする。

2 研修員候補者の推薦

前記1の規定による推薦の依頼を受けた対象部門の部長は、適任者を選考の上、サイバー犯罪捜査研修員候補者推薦書(別記様式)により、毎年12月末日までに総括責任者に推薦するものとする。

3 研修員の選考

総括責任者は、推進責任者の意見を踏まえ、推薦された職員の中から研修員を選考するものとする。

第5 研修員の指定

研修員の指定及び解除は、警察本部長が行う。

第6 研修終了後の配置

研修員は、研修終了後、原則として対象部門(前記第4の2の規定により当該研修員を 推薦した部門に限る。)に配置するものとする。

第7 意見等の聴取

総括責任者は、研修を組織的かつ体系的に推進するため、必要に応じて推進責任者、研修員及び対象部門の部長等から研修に係る意見等を聴取するものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

サ	ーイバ・	一犯。	罪捜査	研修約	&括責任	任者	殿						年	第 <u>:</u>	5 月	号日
													(部	長	名)
					サイ	バー犭	0罪	捜査研	修員優	禁補者:	推薦	書				
係 名 階級			級		がな)			生年月日		日	年	齢				
	拝命(経験年月)			年 月(年月)			サイ	サイバー検定(切級 中級)					
	現所属配置(同上)			年 月(年月)			専務実務経			と験	4	年 月	(年	月)		
身上上	現係配置(同上)			年	年 月(年月)			昇	17777		備合格				口	
		高		•				高校	任	査部	→ }	次合格				口
	学	校				科	卒	• 退	試	長	合格	各年月日		年	月	目
	歴	大						大学	験	数	予付	備合格				П
		学				科	卒	· 退	等	部補	}	次合格				口
	住	所								I						
	職	歴											二 / 田	1	r	
	机	企											当6个	者有無		
						処理資	理資格等の名称及び民間・国家資格の別を記						検定の記述	載は不要)		
	資	格														
勤	所	属	階	級		係	名	<u></u>		発生	分年	月日			験年月	
務																
経																
歴																
所属																
長																
意																
見																

別表

サイバー犯罪捜査研修員候補者基準

項	目	内 容
階	級	原則として、巡査部長又は巡査の階級であること。
年	齢	原則として、35歳以下であること。
実務経	験年数	原則として、研修を行う部門の専務係の実務経験が1年以上 あること。
適	性	優れた資質及び熱意を有していること。